

◎オミクロン株の感染流行に備えた検査・保健・医療提供体制の点検・強化の考え方について (様式)

(熊本県)

1 (1) B.1.1.529系統 (オミクロン株) の早期探知と感染拡大防止策の徹底について		
(○×回答)	回答	
・ 1 (1) 記載事項の点検完了の有無	○	
(自由記載)		
<p>【早期探知等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての陽性者に対して変異株スクリーニング検査やゲノム解析を実施するなど、早期探知を徹底済み。 ・ 県へのオミクロン株の侵入を防ぐ局面では、医療機関に協力依頼を行い、濃厚接触者だけでなく、濃厚接触者以外の接触者も幅広く検査等を実施できる体制及び手順を整備。 <p>【宿泊療養施設の体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在最大7施設1,000室を確保しているが、R4.1.15時点で全ての施設が稼働しており、急激な感染拡大に即応できる体制を構築済み。 ・ 一部施設をオミクロン株濃厚接触者専用の施設として稼働していたが、感染の急拡大を踏まえ、R4.1.7から、デルタ株等と同様、自宅等の滞在に切替済み。 ・ なお、施設の更なる拡充を検討中。 		
1 (2) 自宅療養者等への健康観察・診察の対応について		
(○×回答)	回答	
・ 1 (2) 記載事項の点検完了の有無	○	
(自由記載)		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅・宿泊療養者対応について、保健所と医療機関の役割分担や連携方法の確認済み。 ・ R4.1.1から、健康観察を担う療養支援センターの機能強化（職員の増員、健康観察におけるSMSの活用等）に係る運用を開始し、健康観察の実施体制を強化済み。また、熊本市では、電話による健康観察において状態の変化が懸念される者に対しては、県訪問看護ステーション連絡協議会に委託し、看護師が直接陽性者宅を訪問し、健康状態を把握する体制を新たに構築。 ・ 県では、保健所業務のひっ迫を防ぐため、第5波の実績等を踏まえ、第6波発生時における保健所業務のBCP実施方針を策定。R4.1.11に、今後の感染拡大に備え、当該BCPを迅速に発動。これにより、保健所業務の負担軽減を図る。 ・ さらに、県では、R4.1.12に、保健所業務の支援のため、各広域本部・地域振興局に対して業務の応援を依頼済み。本庁勤務の保健師や、IHEATを活用して確保した保健師の派遣も開始しており、今後も更なる活用を図る。 		
○ (p.3) 地域の医療機関等（特に、当該患者を診察・検査した診療・検査医療機関）が、自ら診断した自宅・宿泊療養中の患者の健康状態の確認を行い、必要に応じて電話等による診療を行う体制の検討・要請		
(○×回答)	回答	
・ 当該体制の検討・要請の有無	○	
【自宅療養者治療に関与する医療機関数】 ※以下の行に11月末時点と検討後の数値を入力ください。		
↓	2021年11月末時点	302箇所
	体制検討後	406箇所
(自由記載)		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅療養者等の治療に関与する医療機関（往診、オンライン・電話診療等）を302箇所（R3.11.1時点）から406箇所（R3.12.24時点）に拡充。今後も医療機関と連携し、更なる拡充を図る。 		

○ (p.3) 計画において、想定する自宅療養者数をゼロと見込んでいる県について、オミクロン株の流行による感染者の大幅な増加に伴い、自宅療養者が発生する場合も想定した際の健康観察・診療の体制の構築を検討

(○×回答)	回答
・当該体制構築の検討の有無	

(自由記載)

12月28日付け「オミクロン株の感染流行に備えた地域の医療機関等による自宅療養者支援等の強化について」
1. 自宅・宿泊療養者が安心して療養できる体制構築の確認について

(○×回答)	回答
・パルスオキシメーターを自宅療養開始当日ないし翌日に配布する体制の構築完了の有無	○

【パルスオキシメーター確保数】 (1月7日時点)	3635個
--------------------------	-------

(自由記載)

- ・医療機関の協力や、レンタカー等の活用による職員の配送により、自宅療養開始当日ないし翌日に配布できる体制を構築済み。県内の中でも特に多くの自宅療養者が見込まれる熊本市では、宅配業者を活用した配送業務の外部委託を予定しており、配送体制の更なる強化を図る。
- ・現時点で、第5波ピーク時の最大自宅療養者数(1,177人)にも十分対応できるパルスオキシメーターを確保済み。現在の感染の急拡大を踏まえ、追加で2,000個購入予定。今後も感染状況を踏まえ、必要に応じて追加確保等対応予定。
- ・宿泊療養施設についても、全1,000室にパルスオキシメーターや体温計等を完備済み。

1 (3) 検査体制の確保について

○ (p.4) 陽性者や濃厚接触者等の急増時に、行政検査の特例(陽性者が確認された事業所による濃厚接触者候補範囲の特定、医師による陽性者の同居家族等への検査)を即座に活用できるよう保健所の業務体制・手順等の点検

(○×回答)	回答
・保健所の業務体制・手順等の点検完了の有無	○

(自由記載)

- ・第5波の感染拡大時を踏まえて、医師会と連携し、感染拡大時には医師の判断において陽性者の同居家族等への検査が可能な体制及び手順を整備済み。
- ・その他の地域においても、各保健所において行政検査の特例に係る業務体制・点検等を確認。

○ (p.4) 検体採取体制について、地域の医師会等と連携し、診療・検査医療機関や地域・外来検査センター等の体制が確保されるよう点検

(○×回答)	回答
・検体採取体制の点検完了の有無	○

(自由記載)

- ・県では、保健予防課長会議等を通じて、保健所の検体採取について地域医師会等への委託など、感染拡大時の実施体制整備・検討を依頼済み。4保健所が委託による実施体制を整備済み。
- ・熊本市では、熊本市医師会に委託を行い、地域・外来検査センターを設置しているほか、診療・検査医療機関に加えて、民間検査機関、大学等を活用しており、感染拡大時にも対応可能な体制を確保済み。

○ (p.4) 検査分析体制について、即座に対応可能な体制が確保されていることを点検

(○×回答)	回答
・検体分析体制の点検完了の有無	○

(自由記載)

・県では、民間検査機関・大学・医療機関への行政検査委託を実施済み。
・熊本市では、国の検査キット配布対象となっていない施設や民間企業に対して、熊本市独自施策として抗原検査キットを無料配布するなど積極的に活用済み。

○ (p.5) 感染拡大の傾向が見られた場合に、クラスターが発生している地域において、感染が生じやすい場所・集団等に対する検査や高齢者施設等の従事者や入所者等に対する一斉検査等を即座に実施できる体制等を準備

(○×回答)	回答
・一斉検査等を即座に実施できる体制等の準備完了の有無	○

(自由記載)

・まん延防止等重点措置の適用に伴い、高齢者施設等におけるクラスター発生の防止に向け、県下全域で高齢者施設等の従事者を対象に集中的検査を実施。
・県内の中でも特に多くの感染者が生ずる熊本市では、接待を伴う飲食店等で感染が拡大した場合には、直営にて中心市街地での臨時PCR検査が実施可能な体制を確保済み。

1 (4) 経口治療薬の迅速かつ適切な供給の確保について

(○×回答)	回答
・1 (4) 記載事項の点検完了の有無	○

(自由記載)

・薬事承認された経口薬（モルヌピラビル）について、募集の案内を医療機関、薬剤師会に送付済み（R3.12.24・25）。その他、経口薬に関する情報も適宜医療機関、薬剤師会等に提供。
・医師会や薬剤師会と連携し、自宅療養者等に対して、医薬品を提供できる体制（営業時間外・夜間・休日の対応や、配送による対応等）を整備済み。

1 (5) 計画で確保した病床の稼働のためのフェーズ引上げについて	
(○×回答)	回答
・ 1 (5) 記載事項の点検完了の有無	○
・ フェーズ切替えの前倒しの有無	○
・ 振り分けの考え方の切替えの迅速化の有無	○
(自由記載)	
<p>【フェーズ切り替えの前倒し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最大確保病床については、R3.12.1時点で、第5波の際の732床を上回る806床を確保していたが、更に8床増床し、814床 (R3.12.28) を確保済み。更なる病床確保を進めており、臨時の医療施設の設置は予定なし。 ・ R3.12.24に、入院受入医療機関に対し、フェーズ切替えタイミングを改めて周知するとともに、即応病床への転換には一定の期間を要すること、また、感染拡大の速度が速くなる可能性を考慮し、必要に応じて即応病床への転換に要する期間の短縮を可能な限り検討いただくよう依頼済み。 ・ R4.1.14から、感染の急拡大を踏まえ、病床確保計画の最終フェーズであるフェーズ2へ切り替えることを決定。入院受入医療機関に対し、準備病床 (111床) を即応病床へ転換するよう要請しており、R4.1.21頃までに、即応病床675床での入院受入体制整備が完了する見込み。 ・ 宿泊療養施設についても、感染急拡大時などの病床の稼働フェーズ切替えに合わせて迅速に稼働させられる体制を構築済み。 <p>【フェーズごとの入院基準の切替えの迅速化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染の急拡大を踏まえ、R4.1.7から、入院が必要な方は入院、それ以外の方については、原則、宿泊療養というデルタ株等と同様の対応に迅速に切替済み。今後は、患重症・中等症の患者やハイリスク患者が確実に入院できるよう、既に設定している入院基準の運用を徹底。 	